

告 示

埼玉県告示第五百六十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項に規定する適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野元裕

一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに狩猟免許申請書の提出期限

免許の区分	期 日	会 場	提 出 期 限
網獵 わな猟 第一	令和二年 八月二十二日（土）	東松山市民文化センター	令和二年 八月六日（木）
種銃獵 第二種銃獵 網獵 わな猟 第一	令和二年 九月十一日（金）	同右	令和二年 八月三十一日（月）
種銃獵 第二種銃獵 わな猟	令和三年 一月三十日（土）	同右	令和三年 一月十二日（火）

口 受験資格

試験当日において、次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
(2) 法第四十条各号のいずれにも該当しない者

ハ 狩猟免許申請書の提出先

埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当

二 提出書類

- (1) 狩猟免許申請書
(2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚
(3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し
(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に

該当しないことについての医師の診断書

ホ 狩猟免許申請手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては、三千九百円）相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて納付すること。

ヘ 試験の方法

(1) 試験の区分及び科目は、次のとおりとする。

科 目	区 分
適性試験 視力 聴力 運動能力	知識試験 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 獵具 鳥獸 鳥獸の保護及び管理

技能試験	網猟免許にあつては、獵具の使用の是非の判別及び架設並びに鳥獸の判別
技能試験	わな猟免許にあつては、獵具の使用の是非の判別及び架設並びに獵具の取扱い、距離の目測及び鳥獸の判別

(2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に對して行う。	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては、獵具の取扱い、距離の目測及び鳥獸の判別
(3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獸の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獸並びに鳥獸の保護及び管理に係るものを免除する。	鳥獸の保護及び管理

ト その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習

イ 適性試験の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

令和二年七月十二日（日）	期 日	会 場	提 出 期 限
さいたま市民会館い			
令和二年七月二日（木）			

令和二年七月三十日（木）	深谷市花園文化会館	令和二年七月十七日（金）
令和二年八月十八日（火）	吉見町民会館（フレ サよしみ）	令和二年七月二十九日（水）
令和二年七月六日（木）		

口 講習の方法

適性試験の際に合格者に対して配布する資料により、受験者が自宅において、各自学習を行う。

ハ 対象者

次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 令和二年九月十四日に有効期間が満了となる狩猟免許を受けている者

二 狩猟免許更新申請書の提出先

狩猟免許の更新を受けようとする者の住所地を管轄する埼玉県の各環境管理事務所

ホ 提出書類

- (1) 狩猟免許更新申請書
 - (2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚
 - (3) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し
 - (4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
 - ヘ 狩猟免許更新申請手数料
 - ト 適性試験及び講習の科目
- 二千九百円相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて納付すること。

区 分

科 目

ト 適性試験及び講習の科目

わつき

適性試験	視力 聴力 運動能力
講習	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
チ その他	鳥 獣 猶具 鳥 獣 鳥獣の保護及び管理

申請者が申し込んだ適性試験の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。